

丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会

の今後の進め方（案）

現在、丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進計画（以下「推進計画」という。）に基づいた、ながす取組（河川下水道対策）・ためる取組（流域対策）・そなえる取組（減災対策）を推進している。

今後、本計画を推進していくにあたり、丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）の進め方について、以下のとおり提案する。

【協議会の開催】

- ・ 推進計画の内容に変更が生じた場合は、協議会及びワーキングを開催して、推進計画案について協議を行う。
- ・ 推進計画策定後の２年程度は、推進計画の諸施策を具体的に進めていくにあたり、推進計画内容を改善、充実させる必要があるため、原則協議会を開催する。ただし、議案が推進計画の進捗状況の報告のみの場合については、以下のとおりとする。

【推進計画の進捗状況のみの場合】

- ・ 議案が推進計画の進捗状況のみの場合、協議会を補佐するワーキングにおいて、当該進捗状況を報告するとともに情報交換を行い、更なる防災力向上を目指す。
- ・ なお、協議会へワーキングの議事録及び資料を送付することにより、協議会への報告にかえ、協議会の開催を省略する。